

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年8月9日(2012.8.9)

【公開番号】特開2011-8944(P2011-8944A)

【公開日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【年通号数】公開・登録公報2011-002

【出願番号】特願2009-148604(P2009-148604)

【国際特許分類】

H 01 M 2/34 (2006.01)

H 01 M 10/04 (2006.01)

【F I】

H 01 M 2/34 B

H 01 M 10/04 W

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月21日(2012.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

巻回型の発電要素がケース内に収容された電池において、前記発電要素の巻回中心部に形成される巻軸空間内に挿入される巻軸部材を、該発電要素の巻軸方向の少なくとも一端側に配置される絶縁部材に備えたことを特徴とする電池。

【請求項2】

前記絶縁部材は、前記発電要素の外表面と前記ケースとの間に配置されることを特徴とする請求項1記載の電池。

【請求項3】

前記絶縁部材が、前記発電要素の外表面を挟み込む断面コの字形状の部材であることを特徴とする請求項2記載の電池。

【請求項4】

前記発電要素が前記絶縁部材と前記巻軸部材との間に固定されることを特徴とする請求項2または3に記載の電池。

【請求項5】

前記発電要素は、その巻軸方向が前記ケースの開口部と平行になるように前記ケース内に挿入されることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の電池。

【請求項6】

前記絶縁部材は、ケース底部と前記発電要素との間に配置される底板部を備えることを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の電池。

【請求項7】

前記巻軸部は前記発電要素中央部に向かうほど先細り形状となる請求項1～6のいずれか1項に記載の電池。

